

人事院会議議事録

会議日

令和7年3月13日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官
(幹事) 柴崎事務総長、役田総括審議官
(説明員) (公平審査局)
練合局長、高尾審議官、前田調整課長、村山首席審理官
酒井首席審理官、松倉主任審理官、吉田審理官
酒井審理官、工藤審理官、伊関事務官

議題

- 5-1 不利益処分審査請求事案に関する判定
令和6年第14号事案
原処分：懲戒減給処分
- 5-2 行政措置要求事案に関する判定
令和6年第13号事案
要求内容：採用年度によって初任給決定の際の経験年数の換算率が異なる
不当な取扱いの是正
- 5-3 給与審査申立事案に関する決定
令和6年第1号事案
申立内容：令和5年12月期の勤勉手当の成績率のより上位の成績率への
決定
- 5-4 給与審査申立事案に関する決定
令和6年第11号事案
申立内容：令和6年4月1日付け初任給のより上位の級号俸への決定
- 5-5 給与審査申立事案に関する決定
令和6年第27号事案
申立内容：届出経路に基づいて通勤手当を支給すること。

議事の概要

- 議題5-1「令和6年第14号事案」について、担当局から、請求者の非違行為の経緯や具体的な態様等に照らして、本件処分を取り消し又は修正すべき特段

の理由は認められないことから、原処分を承認することが適当であるとの説明があった。

同事案については、原処分を承認すると、三人事官一致で議決された。

- 議題5-2「令和6年第13号事案」について、担当局から、当局が初任給決定の際の経験年数の換算率の運用の変更をした際に、過去の採用者に対する号俸の調整を行わなかったことは、不当であるとは認められないことから、申請者の要求を棄却することが適当であるが、民間企業等の職務経験が長い者が多いことが想定される本事案と同じ枠組みで採用された者については、例えば、当該変更時点以降の俸給について、当該変更後の換算率が適用されたと仮定した場合の初任給を基礎に調整するなど、当院給与局に相談しつつ、検討を行うことが望ましいと説明があった。

同事案については、申請者の要求を棄却すると、三人事官一致で議決された。

- 議題5-3「令和6年第1号事案」については、担当局から、申立人の令和5年12月期の勤勉手当の成績率を更正すべき理由は認められないため、申立てを棄却することが適当であるとの説明があった。

同事案については、申立てを棄却すると、三人事官一致で議決された。

- 議題5-4「令和6年第11号事案」については、担当局から、初任給の決定を更正すべき理由は認められないため、申立てを棄却することが適当であるとの説明があった。

同事案については、申立てを棄却すると、三人事官一致で議決された。

- 議題5-5「令和6年第27号事案」について、担当局から、通勤経路の認定を更正すべき理由は認められないため、申立てを棄却することが適当であるとの説明があった。

同事案については、申立てを棄却すると、三人事官一致で議決された。